

貯水槽水道の衛生管理



一宮市

Ichinomiya City

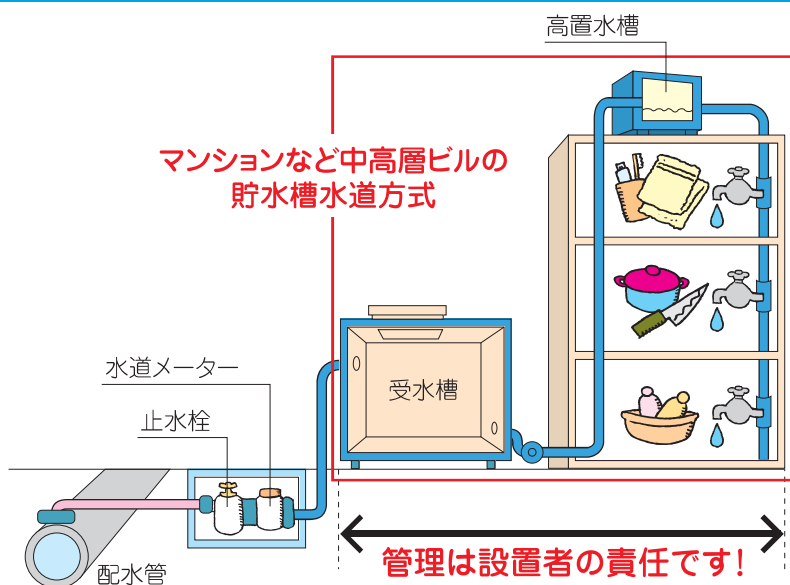
貯水槽水道とは

水道事業者から供給される水だけを水源として、その水を受水槽に一旦貯めてから給水する水道を「貯水槽水道」といいます。

一般的に、ビル・マンション・アパート・学校などで中高層階へ水道水を送るため、配水管を通して送られてきた水を受水槽に貯めて、ポンプで直接または高置水槽を経由して給水している場合が該当します。

管理責任は

貯水槽水道の管理責任は、**設置者**にあります。受水槽までは水道事業者が責任を持って管理しますが、一度受水槽に入った水については、設置者が責任を持って管理しなければいけません。



必要な衛生管理は

受水槽、高置水槽は1年に1回以上清掃をしてください。水槽の清掃は、専門の業者（建築物飲料水貯水槽清掃業者など）へ依頼することをお勧めします。また、水槽の周囲などを点検し、異常のないことを確認してください。

毎日、蛇口の水を透明なガラスのコップに入れ、色や濁りなどがいないか、さらに、週に1回以上（1日1回以上実施することが望ましい。）残留塩素測定器を用いて、遊離残留塩素が0.1mg/L以上あることを確認してください。

水槽の清掃をしましょう

水槽の清掃を1年に1回以上定期的に行って、いつも清潔な状態を保つようにしましょう。清掃にあたっては、専門の業者に依頼するとよいでしょう。



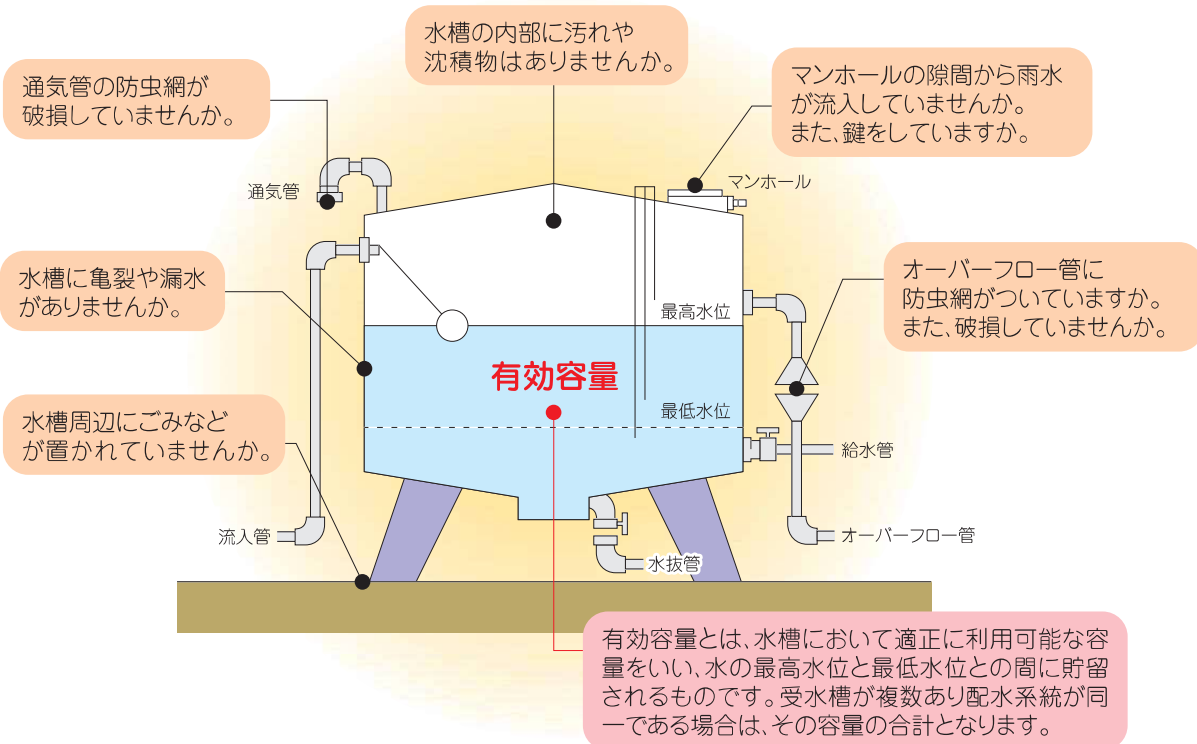
水質検査を実施しましょう



水が安全であることを確認するため、毎日、水の色や臭い、味など異常がないかチェックしましょう。
異常があった場合、必要な水質検査をしましょう。

施設の点検をしましょう

水槽の状態やマンホールの施設など施設の点検を行って、不備な点があれば速やかに改善しましょう。地震・大雨などの影響で水質が悪くなるおそれがある場合も、すみやかに点検し安全を確認してください。



水に異常を感じたら

給水している水が人の健康を害するおそれがあるときは、直ちに給水を停止して、利用者や環境保全課、水道事業者などに知らせてください。



水道事業者からの指導について

水の供給者である水道事業者が、貯水槽水道の設置者に対して、供給規程に基づき、貯水槽水道の適正管理の確保のため「指導、助言及び勧告」を行うことがあります。

簡易専用水道

貯水槽水道のうち、受水槽の有効容量の合計が10立方メートルを超えるものについては、水道法により「簡易専用水道」として規制を受け、管理が義務付けられるほか、管理の状況について、1年に1回、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関により検査を受けなければなりません。

また、検査の結果、衛生上特に問題がある場合には、環境保全課に報告するように検査機関から助言がありますので、速やかに報告してください。

届出が必要です

簡易専用水道には各種届出が必要です。
詳しくは、環境保全課へお問い合わせください。

設置するとき …………… 簡易専用水道設置届

廃止(中止・再開)するとき …… 簡易専用水道廃止(中止・再開)届

届出内容に変更があったとき … 簡易専用水道届出事項変更届



こんなときは環境保全課へ

- ①水質汚染事故が発生した場合
- ②蛇口の水の色、濁り、臭い、味その他異常が発生した場合

その他、貯水槽水道については、環境保全課へご相談ください。



問い合わせ先

一宮市環境部環境保全課

〒491-0201 愛知県一宮市奥町字六丁山8番地 一宮市衛生処理場
TEL 0586-45-7185 FAX 0586-45-7187
E-mail : kankyohozen@city.ichinomiya.lg.jp